

報告第二十号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
で、同条第二項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの
で、同条第二項の規定により報告する。

令和三年十一月二十四日

江戸川区長 齊藤 猛

和解調書(総括表)

No.1

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	211,517 円	1 件
江戸川区三世代同居住宅資金貸付金 (福祉部福祉推進課)	4,015,706 円	1 件
合 計	4,227,223 円	2 件

和解調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
担 当 部 課 生活振興部地域振興課

No.2

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	211,517 円	令和3年9月17日	東京簡易裁判所 令和3年(ハ)第32044号	平成29年10月5日	元金 180,000 円 利息金 7,400 円 遅延損害金 24,117 円	令和3年11月から令和4年11月まで 毎月末日限り 15,000円ずつ 令和4年12月末日限り 16,517円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民（債務者） 被告 江戸川区民（連帯保証人）
小計	211,517 円						

債権の名称 江戸川区三世代同居住宅資金貸付金
担 当 部 課 福祉部福祉推進課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	4,015,706 円	令和3年9月17日	東京地方裁判所 令和3年(ワ)第19644号	平成15年1月14日	元金 2,471,056 円 利息金 122,450 円 遅延損害金 1,422,200 円	令和3年10月から令和10年4月まで 毎月末日限り 50,000円ずつ 令和10年5月末日限り 65,706円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民（債務者） 被告 江戸川区民（連帯債務者） 被告 さいたま市民（連帯保証人）
小計	4,015,706 円						